

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則第 5 条第 1 項第 1 号の漁業に関する神奈川県漁業調整規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項、同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間及び同第 16 条第 2 項による許可の有効期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
小型まき網第 5 種漁業	4	5 トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	共第 7 号、共第 8 号、共第 9 号共同漁業権の漁場の区域と各区域と陸岸に囲まれた区域及び下記点 A から点 E までを結んだ線と江の島弁天橋各橋脚西端を結んだ線と陸岸に囲まれた区域 点 A 共第 9 号と共第 10 号の境界の最北端	1 月 20 日から 4 月 30 日まで	横須賀市長井に漁業根拠地 [*] を有し、稚アユを目的とする小型まき網第 5 種漁業を営むことについて、共第 7 号、共第 8 号、共第 9 号、共第 10 号及び共第 11 号共同漁業権の免許を受けた者の受忍を受けている者。	1. 稚あゆを目的とした採捕に限る。 2. 火光を利用してはならない。 3. 地びき網漁業の操業を妨げてはならない。 4. 2 そうまきでの操業とする。 5. 小まき第〇号 ^{**} の許可を受けた船舶以外の船舶と操業しては	令和 4 年 12 月 12 日から令和 5 年 1 月 11 日まで	令和 5 年 1 月 20 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

			点B 共第9号と 共第10号の境界 の最南端 点C 共第10号 と共第11号の境 界の最南端 点D 江の島展望 灯台中心点から真 南へ引いた線と共 第11号の境界線 の交点 点E 江の島展望 灯台中心点			ならない。 6.2ヶ統同時に 操業してはなら ない。 ※※許可番号は許 可時に決定		
--	--	--	---	--	--	--	--	--

※漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。